

泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託

業 務 仕 様 書

平成30年12月

泉南市 健康福祉部 長寿社会推進課

1 委託事業の概要

(1) 事業目的

泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業は、泉南市の中学校区を基本とした区域にある施設にコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」）を配置し、地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など援護を要するあらゆる者（援護を要するおそれのある者を含む。以下、「要援護者等」という。）又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進に資することにより、健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築を図ることを目的とする。

(2) 事業実施場所及び事業内容（サービス内容）

ア 事業実施場所

中学校区を基本とした生活圏域（以下、「日常生活圏域」）のうち、D圏域に担当するCSWを配置し、施設の名称を「いきいきネット相談支援センター」とする。

イ 事業内容（サービス内容）

① 総合生活相談とつなぎとしての役割

地域住民が安心して暮らすことができるよう様々なニーズ相談、安否確認、虐待の予防・見守り・発見及びサービスへのつなぎ機能の強化を行う。

② 地域福祉ネットワークの構築関係

小学校区の地区福祉委員、民生委員・児童委員、ボランティア（NPOを含む）及びその他福祉関係機関等との実効性のあるネットワーク体制の構築を行う。さらに、地域福祉の連携を高め、地域福祉活動を円滑に進めるとともに地域におけるきめ細やかな福祉サービス体制を構築し、要援護者等をサポートすること。

③ 各関係機関との連携

地区ケア会議（月1回）の主催、地域包括ケア会議（4か月に1回）等への出席、地区福祉委員役員会への出席及び小地域ネットワーク活動の推進をとおして地域関係者との情報交換を行うこと。また、地域活動（小地域ネットワーク活動等）の実態の把握とその活動への協力・推進を行うとともに、地域住民活動のコーディネーターとして、有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体と連携をとり、研究・開発・普及に努めること。

④ 泉南市の計画等の策定に関すること

泉南市の地域福祉計画及び地域包括ケア計画の策定について、CSW事業者として関わること。

⑤ 研修の受講

さまざまなニーズに対応するため、CSWスキルアップ研修等、必要に応じて研修等へ参加すること。

(3) 受託者に求めること

- ① 泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施に係る基本的な考え方を理解していること。
- ② 泉南市第7期地域包括ケア計画を理解し、本事業が地域包括ケアシステム構築における地域資源であることを理解していること。
- ③ 本事業のサービス内容を理解し、事業者全体で事業に関わっていくこと。
- ④ CSWとして、本事業の遂行が可能であると認める者を配置できること。
- ⑤ CSWの知識及び能力の向上のための研修受講や教育を行うこと。
- ⑥ 個人情報の保護、守秘義務に関する体制・方法が確立されていること。

2 委託業務の内容

(1) 名称

泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託

(2) 委託期間

委託期間は、平成31年4月1日より平成32年3月31日までとする。

(3) 業務範囲

受託者が行うべき業務の範囲は以下に示すとおりである（ただし、各業務の詳細については「6 泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託準備」以降を参照のこと）。

ア 泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託の準備

本市が予め準備する業務詳細説明書等の業務設計書の確認・修正、委託実施に向けたCSWの育成や前委託者からの引き継ぎ等がこれに該当する。

イ 泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業の実施

対象圏域において、1-(2)-イに示すサービスを実施し、そのサービス提供状況等を実績報告書として毎月作成し本市へ提出等がこれに該当する。また、委託事業実施後の継続的なCSWに対する育成などもこれに該当する。

ウ 新受託者への事務の引継ぎ

平成32年3月の契約終了に伴う、平成32年4月以降の新受託者への事務引継ぎを円滑に行うための「事務引継ぎ書」の作成などがこれに該当する。受託者は契約終了日までに本業務を本市が継続して遂行できるよう誠意を持って行うものとする。

3 業務遂行上の留意点

(1) 情報セキュリティに関する考え方

本業務の性質を鑑み、受託者は以下の考え方を十分踏まえて業務を遂行するものとする。

ア 個人情報の保護

電子データや帳票類をはじめ、相談対応等により知り得た個人情報については、情報の漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を十分に講じること。

イ 情報漏洩の防止

本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ウ その他情報セキュリティ対策の実施

本業務の実施にあたっては、本市の定める「泉南市個人情報保護条例（平成19年3月30日条例第3号）」、「泉南市個人情報保護条例施行規則（平成12年3月31日規則第6号）」その他情報の保護に関連する各種規程等に遵守するとともに、個人情報の保護や業務上の秘密の保持に留意すること。

(2) 関係法令等の遵守

受託者は、法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。なお、本業務に関する主な法令等は以下のとおりである。

法 令 等
社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）
老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）
介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）
児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年11月7日号外法律第123号）
個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス （平成29年4月14日通知、同年5月30日適用）
等

4 委託業務履行の検査

(1) 履行期日及び成果品

各業務（「2－（3）業務範囲」を参照のこと）の履行期日や履行状況を確認できる成果品等については以下のとおりとする。

業 務	履 行 期 日	成 果 品
サービスの実施	毎月月初（前月分）	月次実績報告書
新受託者への事務の引継ぎ	平成32年3月末	業務引継ぎ書

(2) 検査の方法

各業務の履行状況については、成果品（「4－（1）履行期日及び成果品」を参照のこと）の内容を確認することにより検査を行う。また、主な検査項目は以下のとおりとする。なお、成果品の内容だけでは履行状況を確認しづらい場合は、別の手法により検査を行うものとする。

検査対象 (成果品)	主な記載項目	主な検査項目
実績報告書	個別相談実績 要援護者対応状況 地域活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none">● 相談対応ができているか● 積極的に地域に出向き情報収集を行っているか● 地域活動においてネットワークの構築を行っているか
業務引継ぎ書	担当圏域の情報について 主催の会議の今後について 継続中のケースについて 特記事項	<ul style="list-style-type: none">● 担当圏域の情報等が把握されているか<ul style="list-style-type: none">・ 地域資源が把握されているか・ 関わっている地域活動について● 継続中のケース及び会議について、円滑に引き継ぎが可能な情報が提供されているか● 関係機関等の連携実績や連携方法が作成されているか● その他次の受託者が業務を遂行するうえで気をつけるべきことが明確に記載されているか

5 委託料の支払い

委託料については、2回に分け、各半期終了後、受託者からの請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

- 1) 上半期（平成31年4月～平成31年9月） 契約金額の半額
- 2) 下半期（平成31年10月～平成32年3月） 契約金額の半額（研修費含む）

6 泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託準備

(1) 事業実施までのスケジュール

本事業の実施までのスケジュールは、概ね以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------|
| ▲ 平成31年 2月中旬 | 委託業者決定 |
| ▲ 平成31年 4月 1日 | 契約締結 |
| ▲ 平成31年 4月 1日 | 事業開始（研修含む） |

(2) CSWの配置

本事業を適切に運営するために、業務を実施する能力を有するCSWを確保するとともに、必要な研修等を実施するなど一定のスキルを持ったCSWを育成する。また、委託契約締結後にその育成を行う場合は、その計画について検討する。

- ① 事業の全体説明
・事業目的等の全体的な説明を行う。
- ② 前委託事業者との調整
・前委託事業者からの引き継ぎを行うにあたり、必要な調整を行う。
- ③ 平成31年4月の本業務開始までに必要なCSWの確保及び育成を行うこと。

7 委託業務の実施

(1) 業務内容

ア 概要・ねらい

事業は、本市のD圏域にある施設にCSWを配置し、地域における要援護者等又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進に資することにより、健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築を図ることを目的とします。

イ 事業内容（サービス内容）

本事業における事業内容（サービス内容）の概要は以下のとおりとする。

① 総合生活相談とつなぎとしての役割

地域住民が安心して暮らすことができるよう様々なニーズ相談、安否確認、虐待の予防・見守り・発見及びサービスへのつなぎ機能の強化を行う。

② 地域福祉ネットワークの構築関係

小学校区の地区福祉委員、民生委員・児童委員、ボランティア（NPOを含む）及びその他福祉関係機関等との実効性のあるネットワーク体制の構築を行う。さらに、地域福祉の連携を高め、地域福祉活動を円滑に進めるとともに地域におけるきめ細やかな福祉サービス体制を構築し、要援護者等をサポートすること。

③ 各関係機関との連携

地区ケア会議（月1回）の主催、地域包括ケア会議（4か月に1回）等への出席、地区福祉委員役員会への出席及び小地域ネットワーク活動の推進をとおして地域関係者との情報交換を行うこと。また、地域活動（小地域ネットワーク活動等）の実態の把握とその活動への協力・推進を行うとともに、地域住民活動のコーディネーターとして、有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体と連携をとり、研究・開発・普及に努めること。

④ 泉南市の計画等の策定に関すること

泉南市の地域福祉計画及び地域包括ケア計画の策定について、CSW事業者として関わること。

⑤ 研修の受講

さまざまなニーズに対応するため、CSWスキルアップ研修等、必要に応じて研修等へ参加すること。

ウ 実施期限等

日々の実務実績を基に、「月次実績報告書」作成し、すみやかに本市へ提出すること。

(2) 教育・研修

本事業の運営に必要なCSWの業務に必要な知識のスキルアップ研修及びその他の研修について参加すること。また、個人情報保護等の安全対策を維持・向上するために、受託者において定期的に研修を実施する等、CSWの質と業務遂行能力の向上を図ること。

8 新受託者への事務の引継ぎ

ア 概要・ねらい

平成32年3月末の契約終了時に平成32年4月以降の新受託者が速やかに業務を遂行できるよう「業務引継ぎ書」を作成の上、新受託者へ業務の引継ぎを行う。

イ 実施期限等

平成32年3月末の契約終了日までに「業務引継ぎ書」により、本市へ報告するとともに、新受託者へ業務の引継ぎを行うこと。

ウ その他

引継ぎにはCSWが関わること。引継ぎに係る経費は本事業の委託金額に含まれるものとする。